

ID: 168

担当部署: 都市建設課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町都市公園条例 第15条(第16条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和45年条例第3号		
【基準】 第15条の規定による。 (使用料の減免) 第15条 町長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第1項の許可を受けた者又は有料公園等を利用する者の責めに帰することのできない理由によって、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他町長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日